

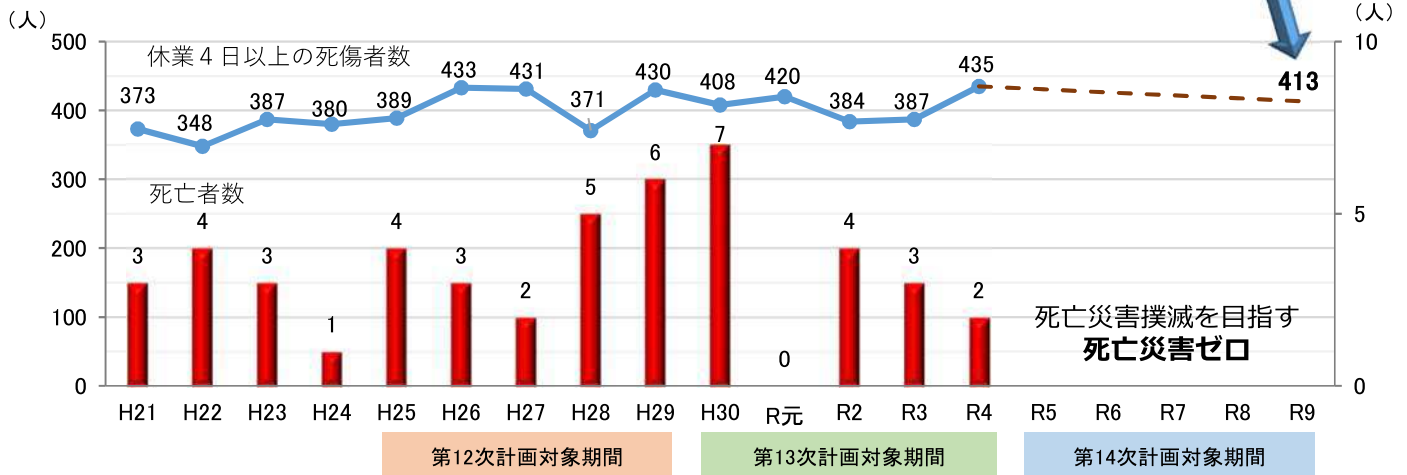
長野労働基準監督署における第14次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

計画期間：2023年（令和5年）度から2027年（令和9年）度までの5か年

長野労働局が定める第14次労働災害防止推進計画に基づき、長野労働基準監督署が取り組む事項及び目標を定める。

長野労働基準監督署管内の労働災害発生状況と計画目標



1 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）
- ② 建設業対策（基本的安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）
- ③ 製造業対策（動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）
- ④ 林業対策（伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）

2 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ① 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ② 災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
- ③ 労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進



3 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ② 骨密度、口コモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ③ 介護作業等のノーリフトケア導入推進
- ④ 冬季特有の労働災害防止対策の推進

4 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策



5 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ① 外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進
- ② 労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
- ③ 障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

6 労働者の健康確保対策の推進

- ① メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）
- ② 過重労働対策
 - ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
 - ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
- ③ 産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）
 - ・長野産業保健総合支援センター活用促進

長野産業保健総合支援センター



7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）
- ② 石綿、粉じん対策
 - ・石綿事前調査の適切な実施を徹底
 - ・第10次粉じん障害防止対策の推進
- ③ 熱中症、騒音対策
 - ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④ 電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）



職場のあんぜんサイト 化学物質のリスクアセスメント実施支援



騒音障害防止のためのガイドラインの全文、解説など

アウトカム指標（期待される結果）

アウトカム指標達成に関して、設定した目標

◎ 死亡災害：ゼロ

◎ 休業4日以上死傷災害：2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる

○ 業種別の労働災害防止対策

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年（44人）と比較して5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を2027年までにゼロとする。
- ・死亡災害ゼロを目指し、製造業における動力機械等による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2027年までに2022年（33人）と比較して5%以上減少させる。
- ・林業の死亡者数ゼロを継続させる。

長野署はさまれ・巻き込まれ災害防止説明動画



○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・60歳以上の転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を30日以下とする。
- ・社会福祉施設における死傷者数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して50人以内の増加に抑える。



○ 高年齢労働者の労働災害防止対策

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。

○ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに10%以上減少させる。



○ 労働者の健康確保対策

- ・高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の受診率を向上させる。
- ・健康診断の結果、要医療と判定された労働者の受診率を向上させる。
- ・勤務問題に関する悩みが相談できていると感じる人の割合を増加させる。
- ・労働者の健康に関する意識を向上させる。

○ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・「危険物、有害物等」に起因する災害のうち化学物質の性状に関連の強い死傷者数を第13次労働災害防止推進計画期間の5人と比較して、第14次労働災害防止推進計画期間の5年間で5人未満とする。
- ・熱中症による死亡災害をゼロとする。



熱中症予防ポータルサイト

